

千葉県土採取条例

(目的)

第一条 この条例は、土採取業について、その事業を行う者の登録、土の採取計画の認可その他の規制を行うことにより、土の採取に伴う災害を防止し、もつて県民の福祉の維持及び増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「土の採取」とは、埋土又は盛土の用に供される土を採取することを主な目的として土地を掘削することであつて、当該土の搬出を伴うものをいう。

2 この条例において「土採取業」とは、業として土の採取を行うことをいう。

(登録)

第二条の二 県の区域内において土採取業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く土採取現場責任者（以下「現場責任者」という。）の氏名
- 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第二条の五第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第二条の四 知事は、第二条の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を土採取業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二条の五 知事は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この条例（土の採取に伴う災害を防止するものとして規則で定める県内の市町村の条例を含む。）の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二条の十第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 第二条の二の登録を受けた者（以下「土採取業者」という。）であつて法人であるものが第二条の十第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその土採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 千葉県暴力団排除条例（平成二十三年千葉県条例第四号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- 五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに該当しないものを現場責任者として置いていない者
  - イ 第二条の十三の現場責任者試験に合格した者
  - ロ 土の採取に伴う災害の防止に関し、イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの
- 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承継)

第二条の六 土採取業者がその事業の全部を譲り渡し、又は土採取業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により土採取業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その土採取業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により土採取業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により土採取業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第二条の七 土採取業者は、第二条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第二条の三第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(廃止の届出)

第二条の八 土採取業者は、土採取業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(登録の失効)

第二条の九 土採取業者が土採取業を廃止したときは、その者に係る第二条の二の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第二条の十 知事は、土採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二条の五第一項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第二条の五第一項第六号に該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号に該当しているとき。

三 第二条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三条第一項の規定に違反したとき。

五 第十三条の規定による認可の取消しを受けたとき。

六 第二条の五第一項第一号に規定する規則で定める条例において、前二号の規定に相当するものとして規則で定めるものに該当すると知事が認めたとき。

七 不正の手段により第二条の二の登録を受けたとき。

2 知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第二条の十一 知事は、土採取業者の登録が効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(現場責任者の義務等)

第二条の十二 現場責任者は、土の採取に伴う災害の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

2 土の採取に従事する者は、現場責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(現場責任者試験)

第二条の十三 知事は、土の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について、現場責任者試験を行う。

(採取計画の認可)

第三条 土採取業者は、土の採取を行おうとするときは、当該土の採取に係る土採取場ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として土の採取を行う場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該土採取業者は、当該非常災害がやんだ後、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第四条 前条第一項の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 土採取場の区域
- 二 採取する土の数量及びその採取の期間
- 三 土の採取の方法及び土の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 土の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

(認可の申請)

第五条 第三条第一項の認可を受けようとする土採取業者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 採取計画

2 前項の申請書には、土採取場及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(認可の基準)

第六条 知事は、第三条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う土の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同項の認可をしてはならない。

(変更の認可等)

第七条 第三条第一項の認可を受けた土採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三条第一項の認可を受けた土採取業者は、前項ただし書の軽微な変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第三条第一項の認可を受けた土採取業者は、第五条第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可について準用する。

(認可の条件)

第八条 第三条第一項の認可（前条第一項の規定による変更の認可を含む。）には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(遵守義務)

第九条 第三条第一項の認可を受けた土採取業者は、当該認可に係る採取計画（第七条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。）に従つて土の採取を行わなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

第十条 知事は、認可採取計画に基づいて行われている土の採取が第六条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた土採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第十一条 知事は、土の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画の認可を受けた土採取業者に対し、土の採取に伴う災害の防止のため必要な措置を執るべきこと又は

土の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 知事は、土の採取に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、第三条第二項の届出をした土採取業者に対し、土の採取に伴う災害の防止のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 知事は、第二条の二の規定に違反して土採取業を行つた者又は第三条若しくは第九条の規定に違反した土採取業者に対し、採取跡の埋戻しその他土の採取に伴う災害の防止のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(完了及び廃止の届出等)

第十二条 第三条第一項の認可を受けた土採取業者は、当該認可に係る土の採取を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第三条第一項の認可を受けた土採取業者が当該認可に係る土の採取を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第十三条 知事は、第三条第一項の認可を受けた土採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその認可に係る土の採取の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項の条件に違反したとき。

二 第九条の規定に違反したとき。

三 第十条又は第十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三条第一項の認可を受けたとき。

(標識の掲示)

第十四条 第三条第一項の認可を受けた土採取業者は、当該認可に係る土採取場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第十五条 削除

(報告の徴収)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土採取業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土採取業者の事務所、土採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

(聴聞の特例)

第十七条の二 知事は、第二条の十第一項又は第十三条の規定による命令をしようとするときは、千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二条の十第一項又は第十三条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、千葉県行政手続条例第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(手数料)

第十八条 第二条の二の登録、第二条の十三の現場責任者試験及び第三条第一項の認可（第七条第一項の規定による変更の認可を含む。）を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(国等に対する適用)

第十九条 この条例の規定は、第二条の二から第二条の十三まで、前条及び第二十二條から第二十四條までの規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合において、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもつて、第三条第一項の認可又は第七条第一項の規定

による変更の認可があつたものとみなす。

(適用除外)

第十九条の二 第三条から第十条まで、第十一条第一項及び第二項並びに第三項（第三条又は第九条の規定に違反した土採取業者に対する命令に限る。）、第十二条から第十四条まで並びに第十八条（第三条第一項の認可（第七条第一項の規定による変更の認可を含む。）に係る部分に限る。）の規定は、千葉市の区域においては、適用しない。

(協力の要請)

第二十条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、市町村長又は関係行政機関の長に対して、協力を求めることができる。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の二の規定に違反して土採取業を行つた者

二 第二条の十第一項、第十一条第一項、第二項若しくは第三項又は第十三条の規定による命令に違反した者

三 第三条第一項又は第九条の規定に違反して土の採取を行つた者

2 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条各項の罰金刑を科する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第二条の六第二項、第三条第二項、第七条第三項又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条の規定に違反した者